

新年明けまして  
おめでとうございます



「人口から読む日本の歴史」(鬼頭宏著・講談社学術文庫、2000年)によれば、江戸時代が始まる1600年の人口の推計値として、1432万人～1547万人、幕末が近づく1846年の人口として2684万人(幕府の全国人口調査)という数字が紹介されています。江戸時代は、食料生産については完全な自給自足、熱源や移動のために必要なエネルギーについても、輸入したり採掘した化石燃料には依存せず、生物資源や自然力に依拠していた時代です。そうすると、私たちが住む日本列島の本来の「定員」は、せいぜい3000万人程度であるとも考えられます。

現在、日本列島には、1億2000万人余りの人たちが生活し、未曾有の少子超高齢化の時代を迎えています。かつてのような経済成長はもはや見込めず、デフレ不況のもとで企業経営も市民の生活も停滞感に覆われています。

今、私たちに求められているのは、ひたすら上昇と拡大を求めて山を登り続けることではなく、安全にゆっくり山を下っていく智慧を身につけることではないでしょうか。20年先、30年先を見通せば、経済成長を続ける中国であっても、韓国やASEAN諸国であっても、やがて山を下りる時期を迎えることとなります。日本が少子超高齢化社会に適応した社会・経済システムを作り上げることができれば、日本は後に続く国々の良きモデルになることができ、そこに国としての活路やビジネスチャンスも生まれてくるのではないのでしょうか。

日々の生活のために、目先の課題がもちろん重要ですが、50年先、100年先の日本の姿、子孫に引き継いでいくべき日本の姿を思い描きつつ、希望をもって2013年に漕ぎ出していきたいと思えます。

弁護士法人 あすなろ

**あすなろ法律事務所**

弁護士 津田浩克

弁護士 池田直樹

弁護士 岩本 朗

弁護士 原 正和

弁護士 寺田有美子

弁護士 山上修平

弁護士 具 良鈺

弁護士 室谷悠子

弁護士  
公認会計士

洪

勝吉

弁護士 齊藤優摩

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

**奄美あすなろ法律事務所**

弁護士 正込健一郎／事務局一同



## 奄美支所二代目所長 着任のご報告

弁護士 津田 浩克

皆様にご支援いただいております奄美支所の所長が交代いたします。初代所長寺田有美子弁護士に対するこれまでのご厚情に心からお礼申し上げます。寺田は、今後大阪本店で執務いたします。

二代目所長の正込健一朗弁護士は、既に奄美で3年近く弁護士として活動しており、奄美の様々な事情にも通じており



ます。縁あって、私たちの事務所に奄美支所所長として迎えることになりました。奄美支所が奄美群島の島民や中小企業の多様なニーズに機動的に対応できるよう、事務所全体としてバックアップしていきたいと考えております。

今後とも、ご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。



### ご挨拶

しょうごもり  
弁護士 正込 健一朗

初めまして。平成25年1月より、弁護士法人あすなろに加入予定の正込健一朗と申します。加入後は、奄美支所である奄美あすなろ法律事務所の所長弁護士として勤務いたします。

私は、平成22年4月1日に、日弁連等の支援を受けた公設事務所であるあまみ法律事務所を開設し、約2年と8ヶ月、奄美地域で業務を行って参りました。今回縁あって、弁護士法人あすなろに移籍し、引き続き奄美地域のためにサービスを提供できることになり、大変嬉しく思っています。

私の奄美での活動には次の3つの目標

がありました。①奄美群島全域で司法アクセス改善、②奄美における司法サービスのレベル向上、③これらをとおして弁護士としては司法の信頼を取り戻す。今後も、弁護士法人あすなろの一員として、法人の有形無形の資源を活用しながら、「シマでイチバン」の法律事務所となるべく、日々の業務に邁進していく所存です。

皆様におかれましては、奄美あすなろ法律事務所への変わらぬご支援の程よろしくお願い申し上げます。



〒894-0026 鹿児島県奄美市名瀬港町 22-23  
移転先新住所 ☎ 0997-57-6211 FAX 0997-57-6217  
電話受付時間 月曜～金曜 9:00～12:00 / 13:00～17:00

## 「鍵をかけない文化」

弁護士 寺田 有美子

奄美大島に赴任して、2年半あまりが過ぎました。この新年2月からは、弁護士としての生まれ故郷である大阪への本格復帰を予定しています。

島では、多くのことがありました。様々な人々と出会いました。弁護士として、人として、かけがえのない鍛錬を受け、得がたい経験を得たことは、間違いありません。お世話になった島の皆様、法曹・行政等関係各位、なかでもご最厚意にくださったお客様各位への感謝の思いは、尽きることがありません。本当に、ありがとうございました。

この間、「法」とは何か、否応なしに考えさせられ続けました。

気候的には亜熱帯に属し、落葉も紅葉も積雪もソメイヨシノもない四季。島は、地理的にも、歴史的にも、文化的にも、「都会とは違う」色濃い特徴にあふれています。

離島のなかのある地域では、個人の自宅(一階平屋建て)について、日常的に玄関も窓も施錠しないのが「常識」です。郵便受けも設置されないため、郵便局員は無断で玄関戸を開け、郵便物を玄関の上りかまち等においていきます。保育園での子供の送り迎えの際、園の前に駐めた自家用車に施錠をしないこともあります。面識の無い方への書面による連絡は、無礼と捉えられる場合があるようです。会社間の取引でも契約書を作成しないことは珍しくないようです。

確かに都会の「常識」と違います。その違いの本質について、考えさせられ続けました。一言で言うと、私が奄美に見た文化は「鍵

をかけない文化」です。施錠は、自分以外の他人を信用しないことの証です。他人のものを勝手に持ち去ったり、他人の家屋に勝手に侵入して危害を加えること、口約束を簡単に破ること、これらが、当たり前には発生しないからこそ、「鍵をかけない文化」がいまでも潰れていない。書面のやりとりではなく、顔をあわせておつきあいをする中で、鍵を必要としない関係が生まれる。そう考えると、こんなに温かい文化は無いのではないかと、そのようにも思います。

私たち法律家の思考は、常に人を疑うことから始まっているのかも知れません。現代「都会」の社会において、それは、自らを、あるいは自らのお客様の利益をお守りするため、必須の思考であり、知恵でもあります。他方で、鍵をかけない文化の中であって、腕力や口論の強い者、声の大きな者が勝ち、その陰で泣き寝入りを強いられる人々がいることも、思い知らされました。ここにおいて「法」は、弱き人を救う道具であり、「鍵をかけない文化」を護るために機能すべきなのではないか、そのように思うようになっていきます。

弱き人々が、鍵をかけなくても安心して生きていける島にするために、出来ることは何か。私に出来ることは、多くはありません。しかし、これからも、考え続けたいと思います。そして、いつか、島に、その答えを持ち帰ることを自分の目標の一つにしたいと思っています。







弁護士  
津田 浩克

### やみつきに…

足が重い。それでも、腕を振って前に進む。遅々とした歩みでも辛抱して走り続けられ、眼前に広がる風景はいつの間にかその姿を変えている。汗が吹き出し、「もう少し」「まだまだ」と呟きながら走る。浜辺に出て、折り返す。



弁護士  
岩本 朗

### 子供太鼓

夏号に地域の子供会の役員をしていることを書きました。年間で最大の行事は百舌鳥八幡宮月見祭での子供太鼓の運行です。小ぶりのふとん太鼓ですが、太鼓のたたき手の子どもが4名乗り込みますし、かなりの重量があります。

これまで、ひとりの担ぎ手としてしか祭に参加していませんでしたが、裏方の役を受けたことで、準備に

出発地点が視野に入った辺りから、徐々にスピードを落としてゆっくり立ち止まる。しばらくして、体中に爽快感が漲る。これって不思議。そうか、これがあるから、走ることがやみつきになるんだ…納得。健康に留意して頑張ります。

皆様、本年もよろしくお願ひ申し上げます。

かける膨大な時間と手間の一端を知ることになりました。本番では、2日目の宮出運行が台風直撃され、無事に担いで帰れるかどうか、胃が痛む思いをしましたが、担ぎ手の子どもと大人の力をあわせて、なんとか無事に終えることができました。

地域のために力をあわせることの大切さをかみしめました。



## 本年もよろしく お願ひします



弁護士  
池田 直樹

### オイ、おおい、Oui

「オイ、こらっ、お前降りんかい!」些細なことで若者が目の前のサラリーマンを電車から引きずりおろす。ささくれ立った若者。でも私も含めてみな知らん顔。「おい、俺たち、大丈夫か?」

同じ若者でも、我が家の受験生は至ってのんびりしている。塾のはずがぼったり本屋で出会ったら、



弁護士  
原 正和

### 東北大学に行ってきました

アメリカのロースクールで同期だった東北大学の研究者の方の紹介で、昨年11月下旬、東北大学のロースクールで「大都市圏における弁護士の活動領域と若手弁護士の就職状況等について」とのテーマで講演をさせて頂きました。同じようなテーマは、昨年度、所属する大阪弁護士会内の会派の若手会主催パネルディスカッション企画で扱っていたこともあり、僭越ながらお引き受けしたのですが、LSの学生の皆さんに、弁護士



弁護士  
山上 修平

### コンビニ店員のプロ

突然の強雨に打たれ、慌ててコンビニに入り傘を取ってレジへ。女子大生の店員がレジを打ちながら、「雨に濡れてスーツ大丈夫ですか」と気遣う。私が「大丈夫ですよ」と答え終わる前に、

店員は奥へ行き紙タオルを取って「これを使って下さい」と差し出す。紙タオルでスーツをふいている間、



弁護士・公認会計士  
洪 勝吉

### 期待ギャップの解消

私は、昨年から公認会計士協会近畿会の監査会計委員会の委員を務めています。オリンパス事件などもあり、今年度のテーマは「企業の会計不正事例を通じて現行の監査実務の問題点について調査研究する」というものです。会計士は上場企業の財務諸表の会計監査等を職務としています。監査の目的は、財務諸表に重要な虚偽記載がないことを保証することで不正を摘発することではない、とされていますが、監査では不正は発見できません、では社会の期待に応えられているとは言えません。(これを業界では「期待ギャップ」と呼んでいます。)社会の正当な期待に応えるにはどうすればよいかという点は実務的には難しい問題です。



弁護士  
寺田 有美子

### 『本をすすめる』という豊かな行為

母が、私にある本を勧めてくれました。時期を異にして2冊。「おもしろかったから、読んでごらん」、「いまのあなたにどうか、と思って」。いずれも、弱っていた、あるいは悩んでいた私の心に染み入り、前向きになれるきっかけを与えてくれました。諸先輩方や友人・部下が勧めてくれる書籍、講演会についても、時

間を作ってできるだけ目を通し、足を運ぶように努めています。自分がよいと思った物、相手にとってよい影響があると思うものを勧める行為は、とても豊かな行為だと思います。勧めてもらったこと自体に、ある種の幸福と感謝を感じます。親が幼児期に触れた絵本を子に読み聞かせる行為も、ですね。豊かなコミュニケーションの一態様とも言えそうです。



弁護士  
具 良鈺

### 温故知新

最近、昔の荷物を整理してみると、古い日記が出てきました。

日記、といっても気が向いたときに、都度書きつづったメモの様なものです。

嬉しいこと、楽しいこと、苦しいこと、悲しいこと、腹が立ったこと、日常のささいなことから将来や社会のことについてまで、小学生から大学生までの私が綴ったものでした。

冒頭、小学生の私は、こんな言葉を書いていた。

<畵를 북으로>(禍転じて福となす)

小学生の私にどんな「禍」があったのかすっかり忘れてしまっていますが、先人の言葉、自分の過去にさえ、たくさん学ぶものがあるようです。私はまたこの徒然日記を書き始めました。



弁護士  
室谷 悠子

### 探検のすすめ ~船場センター街~

堺筋本町へ引越してきてはや1年。庶民の町 尼崎で育った私は賑やかな船場の町の雰囲気かけっこう好きです。なかでもお気に入り「船場センター街」。

衣料品や雑貨の卸屋さんがたくさんあり歩くだけでも楽しいのですが、小売りをしてくれるお店も多いのでいろいろなものがとてもお買い得なのです!ペンケース、鍵入れ、帽子、シュシュ、マグカップ…と、私の周りには

船場センター街で見つけたかわいいお買い得品が少しずつ増えていっています。今、ほしいのは夜のデスクワークの時に着る防寒用のポンチョです。

仕事を早く終えて、船場センター街をくまなく歩いてみるのが私の小さい夢です(午後いっぱいばかりです)。ご来所の際は一度お立ち寄りください。



## 入所ごあいさつ



弁護士 齊藤 優摩

皆様、はじめまして。

昨年12月に司法修習を終え、1月からあすなる法律事務所において勤務いたします、齊藤優摩と申します。

初めに少し自己紹介をさせていただきます。

私は生まれも育ちも千葉県で、大学及び法科大学院の時は東京で生活しておりました。そのため、大阪には旅行などで数回訪れた程度で、知らないことばかりですが、これから大阪の良さに沢山触れながら、大阪という地で弁護士としての仕事を

することを非常に楽しみにしております。

私は高校で3年間空手をやっておりました。どのスポーツにも言えることだとは思いますが、特に空手は日々の鍛練が全てで、練習を繰り返し、自己の能力を高めることが必要となります。

このことは弁護士にも通じるところがあると考えております。つまり、毎日の業務と並行して、最新の判例や法律をチェックし、自己の知識・能力を磨くなど、日々の鍛練を怠らないようにすることが、弁護士になる理由でもある「人の助けになりたい」という初心を達する最善の方法だと思っております。

そのため、今後、弁護士としての日々の鍛練を忘れずに、皆様に最善のリーガルサービスを提供し、信頼を得られますよう努力していく所存でございますので、何卒皆様のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 法律紹介

### 新しくできた家事事件 手続法について

弁護士 室谷 悠子

裁判件数が年々減り続ける中で唯一増えているのが家庭裁判所で行われる家事事件です。離婚や相続など身近な問題を扱う調停や審判の手続きを定めた「家事事件手続法」が従来の法律に替わって新しく制定され、1月1日から施行されています。調停や審判のやり方は大きくは変わりませんが、これまで運用で行われていたことが法定され、当事者や利害関係者のできることが明確になりました。

新法では、子どもの権利が拡充され、親権をめぐる争いなど子どもにとって重要な事項を定

める場合では、未成年者でも意思能力があれば代理人をつけて手続に参加することができるようになったり、裁判所に子どもの意思の考慮が義務付けられるなどしています。

また、電話会議やテレビ会議で手続が進められるようになり遠い所に住む人には便利になりました。他方で、裁判所に提出した書面は原則として当事者は閲覧・謄写できると明記されたので、相手に見られることを前提に書類を提出しなければならないなど注意をすべき点もあります。

人間どうしの濃いつながりの中で生じる家事事件は時には激しい感情対立が生じ紛糾することもあります。新しい制度のもとでも、依頼者のみなさんにとってよりよい問題の解決をめざして努力しています。



### 日本環境法律家連盟

昨年は、フェロシルト事件判決(偽装リサイクル品を販売した取締役らに約480億円の巨額賠償を命じた)があり、「環境コンプライアンス」がキー

ワードになりました。聞き慣れない言葉かもしれませんが、ひとたび環境汚染が生じれば企業の社会的責任が強く問われる好例でした。企業や団体が意思決定をする時、「法令を守って環境問題が起きないようにしよう」との意識が浸透するにはどうすればよいかを模索する年になりそうです。



**お知らせ**

当事務所は、1月7日(月)から平常通り業務を開始いたします。

